

【地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途状況】

主として今後も増加が見込まれる社会保障経費の財源確保を目的として、平成26年4月1日より及び令和元年10月1日より消費税率が引き上げられました。

この増収分は、使途を明確にするとともに、すべて社会保障施策の財源として活用することとなっております。

令和4年度決算 地方消費税交付金(社会保障分)
409,765 千円

社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

項目	事業名	決算額	特定財源	一般財源	
				引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の 交付金)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	1,197,659	860,158	73,078	264,423
	高齢者福祉事業	28,675	1,280	5,931	21,464
	児童福祉事業	1,637,345	899,907	159,680	577,758
	小計	2,863,679	1,761,345	238,689	863,645
社会保険	介護保険事業	546,610	32,168	111,391	403,051
	国民健康保険事業	198,765	124,107	16,165	58,493
	小計	745,375	156,275	127,556	461,544
保健衛生	高齢者医療事業	113,474	70,813	9,237	33,424
	健康増進対策事業	147,161	6,168	30,529	110,464
	医療体制強化事業	17,338	0	3,754	13,584
	小計	277,973	76,981	43,520	157,472
合計		3,887,027	1,994,601	409,765	1,482,661

地方消費税交付金(社会保障分)は、各事業の一般財源部分に充当します。